

鍼灸師・柔道整復師による 介護予防デイサービス



③

NPO介護予防研究会理事長 佐藤 つかさ

介護予防デイサービスの運営方法

週3回利用している要介護度2の男性Sさん(68歳)は、昔、お蕎麦屋さんを経営していました。1年前にケアマネジャーの勧めで、筆者の介護予防デイサービスを利用するようになりました。Sさんはトレーニングに熱心に取り組まれて元気になり、なんと昨年、お蕎麦屋さんを再営業したのです。スタッフ皆でお祝いに行って、美味しいお蕎麦をご馳走されました。介護予防デイサービスは卒業ですが、この仕事をして良かったと思えた出来事です。介護予防デイサービスには「高齢者を良くする」という施術と共通の明確な目標があります。

以下は、筆者が感じている介護予防デイサービスを運営する上で必要な項目です。

①併設の鍼灸院・整骨院で施術を受けられる

デイサービスの利用者は希望があれば、併設の鍼灸院・整骨院で施術を受けることも可能です。要支援者はサービス提供時間という基準が

表1 施術とサービス提供時間の関係

	9:00		12:05	
要支援者	施術	運動器プログラム	施術	
要介護者	施術	サービス提供時間	9:00~12:05	施術

ないので、介護予防デイサービスで60分~90分程度の運動器の機能向上プログラムを終了すれば、隣の鍼灸院にかかるのが自由です。ただし、要介護者の場合、サービス提供時間外でなければ施術を受けることはできません。

サービス提供時間が午前9時から午後12時5分であれば、接骨院で施術できる時間は、9時前もしくは12時5分過ぎとなります(表1)。実際、送迎時間との兼ね合いもあり、サービス提供時間前後に施術することは困難です。

②設備基準は都道府県によって違う

介護予防デイサービスを開業するには最低でも20坪程度の店舗スペースが必要になります。指定の設備基準として機能訓練室は一人当たり3㎡が必要なので、定員10人では30㎡以上(10坪程度)の機能訓練スペースと事務室、面談室、静養スペース、トイレなどを設置しなければなりません。これらは都道府県によって判断基準に温度差があり、筆者の友人の鍼灸師は、17坪ぐらいの居抜き貸店舗をそのまま使用し、トレーニングマシン4台、衝立、椅子、テーブル程度でデイサービス施設を開業しました。設備基準は、こんな簡単で開設許可が下りるのかとビックリするケースや、一方で大阪府などのように、設備基準が非常に厳しく、トイレを2つ作